

令和元年度

議会改革推進特別委員会
報告書

令和2年2月

令和2年2月28日

尾張旭市議会議長

若杉 たかし 様

議会改革推進特別委員会

委員長 武田 なおき

議会改革推進特別委員会報告書

本委員会は、令和元年7月5日の本会議において設置された後、委員会の設置目的である、尾張旭市議会基本条例にある議会改革の取組に基づき、その実効性を高めるため、二元代表制の一翼として議会機能の強化を目指し、議会運営及びその他議会の改革に必要な事案を検討したので、その結果について報告する。

1 委員会設置の経緯

- 令和元年7月5日の本会議において設置され、次の8名が委員として選出された。
片渕卓三、川村つよし、さかえ章演、篠田一彦、武田なおき、
花井守行、早川八郎、松原たかし
- 同日開催の委員会において、委員長に武田なおき、副委員長に早川八郎を選出した。

2 検討事項

- 本特別委員会の設置目的である尾張旭市議会基本条例にある議会改革の取り組みに基づき、基本条例の実効性を高めるため、二元代表制の一翼として議会機能の強化を目指すことを踏まえ、具体的な検討事項として以下の事項について協議を行った。

- 1 議会及び議員の活動原則
 - ・ 議会人事（議長等の任期）のあり方
 - ・ 議場説明用持込物品等の考え方
- 2 市民と議会の関係
 - 高校・大学との連携の考え方
- 3 委員会の活動
 - 予算決算審査のあり方
- 4 政務活動費・議員の政治倫理
 - 政務活動費、議員報酬の考え方

3 委員

○ 議会改革推進特別委員会 委員名簿

(定数8名)

区 分	氏 名
委 員 長	武田 なおき
副 委 員 長	早川 八郎
委 員	川村 つよし
委 員	さかえ 章演
委 員	片渕 卓三
委 員	篠田 一彦
委 員	花井 守行
委 員	松原 たかし

【任期】 令和元年7月5日から令和2年3月2日まで

○ オブザーバー

区 分	氏 名
議 長	若杉 たかし
副 議 長	丸山 幸子

4 委員会開催状況と内容

	開 催 日	内 容
1	令和元年 7月 5日	・正副委員長互選
2	令和元年 8月27日	・調査研究事項について ・スケジュールについて ・行政調査について
3	令和元年 9月26日	・高校・大学との連携について ・議場説明用持込物品等の考え方について ・予算決算審査のあり方について ・行政調査について
4	令和元年10月28日	兵庫県西宮市議会への行政調査 (議場説明用持込物品について、高校との連携について)
5	令和元年11月15日	・高校・大学との連携について ・議場説明用持込物品の考え方について ・予算決算審査のあり方について

		・議会人事（議長等の任期）のあり方について
6	令和元年12月13日	・予算決算審査のあり方について ・議会人事（議長等の任期）のあり方について ・政務活動費、議員報酬の考え方
7	令和2年 1月16日	・予算決算審査のあり方について ・議会人事（議長等の任期）のあり方について ・政務活動費、議員報酬の考え方
8	令和2年 2月14日	三重県伊勢市議会への行政調査 （高校生議会について、予算決算審査のあり方について）
9	令和2年 2月20日	・政務活動費の使途基準について ・調査結果報告書の調製について

5 検討の経過及び結果

具体的な検討事項とした点について、検討の経過及び結果は以下のとおりである。

(1) 議会及び議員の活動原則

○ 議会人事（議長等の任期）のあり方

議長初め、各役職における任期のあり方について、協議を行った。

正副議長の任期について、昨今では、議会改革など議会としての政策を進める上で、議論に十分な時間をかける必要性が出てきており、任期を現行の1年から2年にする意見が出された。

また、委員会の正副委員長の任期については、任期を延長するに当たっては、委員会としての活動のあり方などを明確にすることが必要であると意見が出された。（令和2年1月16日）

【検討結果】

<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の任期について 現行でも正副議長の「再任」は認めていることから、任期の延長はせずに現行のとおりとする。 ・正副委員長の任期について 今後、委員会としての活動のあり方などを明確していくこととし、当面は現行どおりとする。
--

【検討総括】

本市議会では「議会基本条例」を制定し、行動指針を示したところであるが、二代表制の一翼である議会として、行政への監視機能の他、市民の声を行政に届けるべく、政策提言等の機能を発揮することが求められている。

議会が行政側に対し、しっかりと対峙していくためには、議会が一体となって政策に取り組む必要があり、多様な意見が存在する議会にとって十分な時間をかけ、協議を重ねなければゴールに到達することは難しいものと考えられる。

その時々の方針、直面している課題により、その達成に必要な期間は異なるものであり、任期の明示化にそぐわない場合も考えられる。今後は、任期の複数年化を想定した会議の運営、議論の仕組みの部分の整理するなど、引き続き協議を行っていくこと。

○ 議場説明用持込物品の考え方

令和元年10月28日、議場説明用持込物品の運用に関し、先進地である兵庫県西宮市議会に行政調査を実施。その調査結果を参考に、本市議会におけるあり方について協議を行った。（令和元年11月15日）

【検討結果】

判断基準を明確にすることで、議長が交代した場合においても客観的・統一的な判断ができるようになるとして、本市議会における議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項を策定し、運用を行っていく。

別紙1「尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項」

【検討総括】

議会の見える化の推進を図る上で、会議の様子をインターネットやケーブルテレビのメディアで公開する取組は、今や定着しつつある。従来であれば、議場の中だけであった行いが、広く市民、そして世界の人から見られるようになり、不用意な言動や物品の提示が、著作権、肖像権など権利の侵害を生むというリスクを負っていることを認識しておく必要がある。

これまでは、会議規則により「会議の妨げになるものを携帯してはならない。」と規定されているのみで、運用において議長がその都度判断してきたところである。人によりその認識に違いがあり、まして、昨今の映像配信に伴うリスクを鑑みれば、明確な基準を定め、客観的・統一的な判断ができるようにしておくことで、円滑な議会運営に繋がっていくものである。

今後は、本市議会における議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項をもって、今後の本会議への運用を図っていくこと。

(2) 市民と議会の関係

○ 高校・大学との連携の考え方

ア 高校・大学との連携については、多様な意見交換の場となり、若い世代の政治参加を促すことができるとして、高校生議会、意見交換会、市議会だより表紙作成等の連携方法について確認した。

(令和元年9月26日)

イ 高校生議会、意見交換会などの連携内容をもって、市内にある高等学校及び大学と調整を行ったところ、学校側にとってメリットのあるものとして、前向きな返事を受けたことから、今後は、連携の目的・意図に従い、事業の開催に向けた事務を進めていくことを確認した。

(令和元年11月15日)

ウ 令和2年2月14日、高校生議会について、先進地である三重県伊勢市議会に行政調査を実施し、メリットや、課題等について確認し、本事業実施に向けて参考としていくこととした。(令和2年2月20日)

【検討結果】

連携について、多様な意見交換の場となり、若い世代の政治参加を促すことができるよう、高等学校とは「高校生議会」を、大学とは「意見交換会」などを実施していく。

【検討総括】

昨今において、若い世代の投票率の低迷から、政治離れ、議会への関心の低さに対し、大きな危機感を感じているところである。

本市「議会基本条例」の中では、市民に対する積極的な情報発信や市民との意見交換について規定を設け、議会の持つ役割と、市民からの負託に responding していく姿勢を示している。

その姿勢を若い世代に認識してもらうことが重要であると捉え、まずは近隣の高校・大学の若い世代を対象とし、議会を身近に感じてもらうための接点を設けていくことを求めるものである。

議会側は、若い世代の意見を参考に、新たな角度からの政策提言に繋げていくきっかけとし、若い世代の方々には、議会（議員）との交流を通じ、政治参加へのきっかけとしていただけるよう、模擬議会、意見交換等、方法について十分な協議を行い、双方にとってメリットとなるよう適切な方法を選択すること。

(3) 委員会の活動

○ 予算決算審査のあり方

ア 本市議会における現状から、見直しを行う目的として、分割付託による審査方法の解消、及び予算、決算の審査を同一の議員によりできるようにすることを確認し、今後の方向性について協議を行った。

(令和2年1月16日)

イ 令和2年2月14日、三重県伊勢市議会に予算決算特別委員会に係る行政調査を実施。今後の検討に当たっての課題等について参考意見の収集を行った。(令和2年2月20日)

【検討結果】

方向性については正副委員長案として、次の内容のとおりで認め合った。今後は、議会運営委員会において検討を進めていく。

- ① 予算審査の分割付託は行わず、審査方法の見直しを行う。
- ② 決算審査を含めた常任委員会で審査を行う。
- ③ 予算審査と決算審査を同一の議員が行う。
- ④ 議会運営委員会で審査方法を調整し、次期改選までに実施する。

【検討総括】

平成18年の地方自治法改正により、議員における複数の常任委員会への所属制限が廃止となり、新たな常任委員会の設置が可能となったことで、議会としての機能拡大が図られたところである。

本市議会における現状を当てはめると、新たに予算決算に係る常任委員会を設置することで、議案の分割付託が解消され、また審査を同じ議員で行うことで、総合的・一体的な審査が可能となる。これは「議会基本条例」で示す、監視機能及び政策立案機能の強化につながるものである。

二元代表制の一翼として、議会が与えられた機能を発揮していくことは、市民に対する重要な責務である。今後は、議会の持つ機能をしっかりと意識した上で、今回、示した方向性に基づき、今期中での新たな委員会の実施に向けた具体的な項目について、議会運営委員会で協議を行っていくこと。

(4) 政務活動費、議員報酬の考え方

○ 政務活動費の使途基準（要望・陳情活動を含めるか）について

ア 使途基準における正副委員長のたたき台を示し、協議を行った。

(令和2年1月16日)

- イ 正副委員長のたたき台について、趣旨に反した場合の返還項目を加え、その内容をもって正式な正副委員長案としていくこととした。
(令和2年2月20日)

【検討結果】

要望・陳情活動を使途基準に含めることの方向性を認め、今後は各派代表者会、議会運営委員会で協議を進めていく。

【検討総括】

これまで、市政に係る支援などを求めるため、議決機関として議長が行政に同行し、国や県の機関への要望、陳情活動が行われ、成果を残しているところである。

当該要望、陳情活動の現状を鑑みれば、使途基準として加えることに妥当性も考えられる。今後においては、本委員会が示した使途基準の方向性に従い、各派代表者会及び議会運営委員会の場で協議を行うこと。

○ 議員報酬（委員長手当）の考え方

昨今の委員長職における業務量増加の状況を受け、協議を行った。

意見としては、支給を必要とする内容が出されたものの、要件として、現業務内容の確認、市民に対する説明責任への認識等、十分な根拠材料の積み上げが必要であるとした。(令和2年1月16日)

【検討結果】

現時点では、根拠となる材料が少なく、結論を出す時期としては早いことから、当面は現行のとおりとして、議会基本条例の下における委員会運営のあり方を検討すると共に、実際の業務量などの検証を行いながら、根拠となる材料を積み上げていく。

別紙2「尾張旭市議会の政務活動費の交付に関する使途基準」

【検討総括】

かつて、制度としてあった「委員長手当」を再び設けることには、慎重な協議を要する。昨今の委員長職に係る業務負担の増加の現状を振り返ると共に、議会基本条例の下における今後の委員会運営等のあり方について、継続して検討を行っていくこと。

7 おわりに

尾張旭市議会では、平成30年12月に議会基本条例を制定し、約1年の期間が経過した。

本特別委員会では、前年度まで議会運営委員会において検討されてきた事項について、協議、検討を進めてきた。それぞれの事項は本市議会にとって、長く検討を続けてきた事項もあれば、昨今の社会事情に反応していくための事項もあり、協議の幅は広きにわたる印象であった。

本委員会における協議に当たっては、今後の方向性を示すことに重点を置いたため、個別具体的な結論に到達していない事項もあるが、以後、後戻りすることのないよう慎重な協議に資するため、拙速な結論の出し方だけは避けることを意識したものである。

本市議会では、ここ数年、議会基本条例の前文などでも示している「市民に開かれた議会」を意識し、そのテーマに沿った取組を数々行ってきたが、議会本来の機能、役割や責務から離れてきているように感じられる。

そこで、議会及び議員は、市民のために何をすべきか、今一度、原点に立ち返り、考える時期を迎えているのではないだろうか。

議会力強化のため、議会改革を推進する取組に終わりではなく、今回、本委員会を設置したことは、今後の本市議会における協議、検討の機会を広げるきっかけになるものであり、必ず広げていかななくてはならない。

議会基本条例を制定したことをもって満足せず、条例に定める内容をしっかりと遵守し、真の議会力の強化を進めていきながら、引き続き市民のための議会活動・議会運営を行っていく考えである。